

弦打校区コミュニティ協議会等備品貸出に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、地域コミュニティの活動の促進を図るため、弦打校区コミュニティ協議会（以下、「協議会」という。）等が所有し、管理する備品（以下「備品」という。）を貸出すことに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(貸出できる備品)

第2条 貸出しをすることができる備品は、協議会直属の物品とし、協議会の管理運営に支障がない範囲とする。

(貸出することができない物品)

第3条 貸出しをすることによって破損のおそれがあると協議会が判断した物品及び災害発生時の使用が見込まれる物品の貸出しは原則許可しない。

(管理者)

第4条 備品の管理者は弦打校区コミュニティ協議会会長とする。

(保管場所)

第5条 備品は弦打コミュニティセンター（以下「センター」という。）で保管する。

(貸出対象者)

第6条 備品を貸出すことができるも団体は、次のとおりとする。

- (1) 協議会の構成団体
- (2) その他会長が特に必要と認めるもの

(貸出料)

第7条 備品の貸出料は無償とする。

(貸出期間)

第8条 備品の貸出期間は、原則として5日以内とする。

(貸出できない日)

第9条 原則として、センターの休館日には備品貸出し及び返却はできないものとする。

(貸出の申込)

第10条 貸出申込の受付は、貸出予定日の2か月から行う。

2 同一日に複数の申請があった場合は、原則先着順とするが、用途や緊急性を鑑みて協議会で調整するものとする。

(貸出申請)

第11条 備品の貸出しを受けようとするもの（以下、「使用者」という。）は、備品貸出申請書及び使用に関する誓約書（様式第1号）を会長に提出しなければならない。

2 前項の申請は、利用日の5日前までに行わなければならない。

(貸出及び返還)

第12条 備品は原則として保管場所から貸出を行い、保管場所に返還するものとする。

(目的外使用の禁止)

第13条 使用者は備品を他の目的に使用し、又は他人に譲渡し、転貸し、交換し、若しくは担保に供してはならない。

(使用の遵守事項)

第14条 備品の使用者は、備品を常に善良な管理者の注意をもって管理するものとし、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 備品の取扱いは丁寧に行い、使用者は清掃及び保管を確実に行うこと。

(2) 備品を破損し、又は滅失したときは速やかに協議会に届出て、その指示に従うこと。

(事故責任)

第15条 備品の使用によって生じた事故等に関して、協議会は一切の責任を負わない。

(その他)

第16条 この規程に定めのない事項については、会長が決定する。

附 則

この規程は、平成31年3月13日から施行する。

